

## 医療放射線安全管理責任者を養成しよう

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



日放技発第422号（平成25年7月8日）において「平成26年度診療報酬改定に関する要望書」を厚生労働省に提出した。最優先順位として、医療安全のための管理体制の構築を掲げ、医療機器安全管理料1の適用拡大、検像に係る画像精度管理料の新設、医療放射線による被ばく管理料の新設、中でも、医療被ばく低減施設の認定や放射線管理責任者として診療放射線技師の配置を施設要件とするよう要望した。医療放射線の安全管理体制の構築には強い関心を示していただいたが、医療被ばく低減施設の認定数が少ないとの指摘も頂いた。その後、平成28年度診療報酬改定に関する要望においても、継続して医療安全のための管理体制の構築の一環として医療放射線の安全管理体制について要望を行ってきた。

本会と関連学会の要望を受け、2017年4月19日に第1回医療放射線の適正管理に関する検討会（以下、検討会）が開催され、医療放射線の利用に当たっては、各医療機関における適正な管理の下で十分な安全確保を行うこと、医療放射線の管理については、専門的な知見を踏まえた上で医療機関の負担も考慮しつつ、適切な基準設定などを行うことが必要であるとした。さらに放射線診療機器が急速に進歩し、新たな放射性医薬品を用いた核医学治療が国内導入される中、医療放射線の適正な管理を図るため、医療放射線の管理に係る基準などについて検討する。具体的には、新たなカテゴリーの放射性医薬品や技術への対応について、放射性医薬品を投与された患者の退出基準などについて、適正な医療被ばくの管理の在り方について、診療用放射性同位元素の適正管理について、放射線を用いる医療機器の保守管理について検討することとした。

第6回検討会の中で、医療被ばくの適正管理は大変重要であるという観点から、医療法施行規則の一部を改正する医療放射線の安全管理体制について提案された。医療放射線の安全管理責任者として、医療放射線の安全管理について知識と経験を有する医師・歯科医師または診療放射線技師とする。さらに医療放射線の安全管理のための指針の策定として5項目が提案された。議論が進む中で医療放射線の正当化に関しては、医学的有用性が有害性を上回るという基本的判断は医師・歯科医師が行うべきであるとの考え方が示された。その後、開催された社会保障審議会医療部会では、医療放射線の安全管理責任者としては医師・歯科医師のみが資格者として提案された。本会としては、諸先輩方がEBMに基づいて長年築いてきた医療機関における医療放射線の安全管理活動の実績、ICRPによる医療放射線利用の正当化の考え方、メディカルスタッフのタスク・シフティング推進の視点から、再度、厚生労働省と折衝してきた。厚生労働省が求めたパブリックコメントの意見も参考に第8回検討会で議論された結果、条件付きではあるが医療放射線の安全管理責任者として診療放射線技師も認められた。

2019年3月11日、診療用放射線に係る安全管理体制並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いについて、医療法施行規則の一部を改正する省令が公布された。診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定は令和2（2020）年4月1日に施行される。本会はこれを受け、令和元年（2019年）の事業として医療放射線安全管理責任者養成講習会を実施する予定である。厚生労働省から発出されるであろう「仮題：診療放射線の安全利用に関するガイドライン」に基づいて講義内容を企画し、すでに医療機関で活躍している放射線管理士や放射線機器管理士と連携し、医療放射線の安全管理活動を主体的に指導し、医療放射線安全管理責任者として活躍できる診療放射線技師を養成していく所存である。